

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年3月2日

奈良県監査委員 廣野隆信
同 南田昭典
同 森川喜之

なお、監査執行者は次のとおりです。

監査委員	監査執行期間
谷川正嗣	平成23年1月25日～平成23年3月31日
廣野隆信	平成23年4月1日～平成24年2月10日
南田昭典	平成23年1月25日～平成24年2月10日
井岡正徳	平成23年1月25日～平成23年5月18日
高柳忠夫	平成23年1月25日～平成23年5月18日
鍵田忠兵衛	平成23年5月23日～平成23年12月14日
森川喜之	平成23年5月23日～平成24年2月10日

※ 谷川委員、井岡委員、高柳委員については、行政監査のみ執行。

監 査 結 果 報 告 書

平成23監査年度 第2回

(平成23年11月～平成24年1月定期監査)

(平成24年1月財政的援助団体等監査)

(平成23年1月～平成24年2月行政監査)

平成24年2月

奈良県監査委員

目 次

第 1	定期監査 -----	1
1	監査の実施方針 -----	1
2	監査における重点事項 -----	1
3	監査実施期間 -----	1
4	監査対象機関 -----	2
5	監査の結果 -----	3
	(1) 部局別指摘事項等件数一覧 -----	3
	(2) 指摘等の内容 -----	4
	(3) 所属別一覧 -----	6
	ア. 本庁	
	土木部 -----	6
	まちづくり推進局 -----	6
	教育委員会 -----	6
	イ. 出先機関	
	知事公室 -----	6
	総務部 -----	7
	地域振興部 -----	7
	観光局 -----	7
	健康福祉部 -----	7
	こども・女性局 -----	8
	医療政策部 -----	8
	くらし創造部 -----	8
	景観・環境局 -----	9
	産業・雇用振興部 -----	9
	農林部 -----	9
	土木部 -----	10
	まちづくり推進局 -----	15
	教育委員会 -----	15
	公安委員会 -----	17
第 2	財政的援助団体等監査 -----	19
1	監査の実施方針 -----	19
2	監査実施団体の概要及び監査の結果 -----	19
	一般財団法人奈良県ビジターズビューロー -----	19
	財団法人健やか奈良支援財団 -----	21
	財団法人奈良県解放センター -----	23
	財団法人奈良県健康づくり財団 -----	24
	奈良県国民健康保険団体連合会 -----	26
	奈良県森林組合連合会 -----	27
	社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 -----	28
	アスカ美装株式会社 -----	29
	近鉄ビルサービス株式会社 -----	30
	近鉄住宅管理グループ -----	31
第 3	行政監査 -----	32
1	監査の概要 -----	32
2	監査の結果 -----	34
3	監査意見 -----	39
	【参考】 県刊行物等の発行指針（概要） -----	41

第1 定期監査

1 監査の実施方針

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として実施した。

2 監査における重点事項

監査を効率的に実施するため、平成23監査年度における監査重点項目は、次のとおりとした。

① 刊行物の発行について

県では、行政計画や、制度の周知及び行政活動の情報を提供する手段として様々な刊行物を提供している。このような刊行物は、県民に対する情報提供の手段として大きな役割を果たしているが、インターネットの普及など社会情勢の変化により、提供の手段も多様化している。

「県刊行物の発行指針（広報広聴課平成19年2月6日策定）」に基づき、刊行物の内容やあり方を常に見直しているか、経費削減をはかりつつ目的に応じて作成されているか、効率的、経済的に作成され有効に活用されているか等について監査を行う。

② 負担金の交付要綱作成状況等について

相当の反対給付を受けない負担金は「奈良県補助金等交付規則」の適用対象であり、交付の申請、決定等に関する事項その他予算の執行に関し必要な事項について交付要綱を定めるよう、改めて会計局会計課長及び財政課長の連名で通知されたところである。

対象となる負担金について、交付要綱を定め、適正に負担金が交付されているかどうか等について監査を行う。（特に県が大きな役割を担っている団体等への負担金に留意するものとする。）

③ 補助金の執行について

前年度新規の補助事業及び前年度の単年度補助事業について、当該補助事業が適正に実施されているかどうか等について監査を行う。

3 監査実施期間

平成23年11月7日から平成24年1月13日まで

4 監査対象機関

実地（15所属）及び書面（69所属）により監査を執行した。

所 管 部 局	実地監査	書面監査	所 管 部 局	実地監査	書面監査
知 事 公 室		2	景 観 ・ 環 境 局		1
総 務 部	4		産 業 ・ 雇 用 振 興 部		1
地 域 振 興 部		2	農 林 部	4	1
観 光 局		2	土 木 部	7	
健 康 福 祉 部		5	ま ち づ け り 推 進 局		2
こ だ も ・ 女 性 局		2	教 育 委 員 会		3 4
医 療 政 策 部		4	公 安 委 員 会		1 1
く ら し 創 造 部		2	合 計	1 5	6 9

(注) 五條土木事務所の監査については、災害対応のため、次期に延期している。

※ 実地監査：監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

書面監査：監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項				注意事項						意見					合計	
	収入	支出	公用車	財産	収入	支出	契約	委託	工事	その他	収入	契約	委託	工事	その他		
知事公室		1	1		1											3	
総務部					3		1									4	
地域振興部					1											1	
観光局																0	
健康福祉部					2	2										4	
こども・女性局																0	
医療政策部			1													1	
くらし創造部					1	1						1				3	
景観・環境局																0	
産業・雇用振興部					1											1	
農林部						1	1	1	1				1	1		6	
土木部	3	2	1		6	2	1	4	3		1		2	4	1	30	
まちづくり推進局					1					1						2	
教育委員会		1		1	5	7										14	
公安委員会					1	1	2									13	
小計	3	4	3	1	3	2	1	5	3	5	4	1	1	1	3	5	1
合計	11				60						11					82	

※ 定期監査の結果の取扱基準

1 指摘

監査委員が違法、不当な事項として認め、その改善を求めるもの

- ① 法令等に著しく違反している事項
- ② 故意又は重大な過失による事項
- ③ 著しく不経済な支出及び著しい損害が生じている事項
- ④ 既に、指摘・注意されているが改善の成果が認められない事項

2 注意

監査委員がその事項につき、指摘の内容までは至らないが、重要と認めその改善を求めるもの

3 意見

監査委員がその事項につき、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、有効性、経済性、効率性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、検討を指示するもの

(2) 指摘等の内容

(ア) 指摘事項

項目	内容	件数	対象所属
収入関係	未収金	河川占用料等にかかる未収金について	1 高田土木事務所
	調定事務	河川占用許可にかかる不適正な事務処理について	1 高田土木事務所
		河川占用料の算定について	1 桜井土木事務所
支出関係	会計処理	雪寒対策にかかる業務委託料の支出について	2 奈良土木事務所、桜井土木事務所
	予算の執行	県立学校体育施設開放事業にかかる予算の令達について	1 保健体育課
		支出科目について	1 東京事務所
公用車	公用車関係	公用車使用中における事故について	3 東京事務所、郡山保健所、郡山土木事務所
財産	財産管理	公有財産にかかる事務手続きについて	1 吉野高等学校
		計	11

(イ) 注意事項

項目	内容	件数	対象所属
収入関係	未収金	生活保護返納金の未収金について	1 吉野福祉事務所
	調定事務	自動販売機にかかる行政財産使用許可について	17 消防学校、図書情報館、高等技術専門学校、新公会堂、郡山高等学校、二階堂高等学校、奈良西警察署、郡山警察署、西和警察署、天理警察署、桜井警察署、宇陀警察署、田原本警察署、橿原警察署、高田警察署、香芝警察署、吉野警察署
		入所児童保護者負担金の返還について	1 筒井寮
		行政財産の使用許可の使用者にかかる光熱水費等について	1 消費生活センター
		行政財産の使用許可にかかる光熱水費の徴収方法について	1 山辺高等学校
		道路・河川占用料の算定について	3 郡山土木事務所、高田土木事務所、宇陀土木事務所
		行政財産使用料の調定について	2 法隆寺国際高等学校、大淀高等学校
	証紙	証紙収納事務について	1 吉野土木事務所
	収納管理	滞納処分執行停止中の調査について	3 奈良県税事務所、高田県税事務所、桜井県税事務所
		未収金にかかる債権管理等について	1 郡山土木事務所
	土木関係行政財産使用料の未収金の管理について	1 高田土木事務所	
支出関係	会計処理	支出年度について	2 筒井寮、郡山土木事務所
		備品購入費の支出負担行為の整理区分について	1 消費生活センター
		支出にかかる事務処理について	2 中部農林振興事務所、奈良土木事務所
		旅費の支出について	1 奈良東養護学校
		公共料金の資金前渡について	1 西和養護学校
		委員報酬の支給について	2 西和警察署、宇陀警察署
	予算の執行	支出科目について	1 登美学園
	給与・手当	通勤手当の支給について	5 高田高等学校、御所実業高等学校、青翔高等学校、吉野高等学校、五條高等学校
契約	契約事務	長期継続契約について	2 桜井県税事務所、南部農林振興事務所
		かい長への事務の委任範囲を超えた契約について	1 宇陀土木事務所
委託	委託事務	委託契約事務の適正な執行について	1 北部農林振興事務所
		雪寒対策にかかる業務委託について	2 郡山土木事務所、高田土木事務所
		委託にかかる設計変更の事務処理について	1 吉野土木事務所
		委託業務にかかる報告書について	1 高田土木事務所
工事	工事	工事にかかる設計変更の取扱いについて	2 東部農林振興事務所、高田土木事務所

		工事における増額変更設計の根拠について	1	高田土木事務所
		工事における変更設計書作成時の数量計算書の根拠について	1	桜井土木事務所
その他	その他	自動販売機設置許可にかかる取扱通知について	1	奈良公園室
計			60	

(ウ) 意見

項 目		内 容	件数	対象所属
収入関係	収納管理	河川占用料等にかかる未収金について	1	桜井土木事務所
契約	契約事務	パーソナルコンピュータの賃貸借契約について	1	消費生活センター
委託	委託事務	雪寒対策にかかる業務委託について	1	道路管理課
		事業用地の管理委託について	1	北部農林振興事務所
		調査業務委託における契約事務について	1	吉野土木事務所
工事	工事	工事にかかる契約金額の変更について	1	南部農林振興事務所
		道路維持修繕工事について	1	郡山土木事務所
		工事請負における契約事務について	3	奈良土木事務所、高田土木事務所、吉野土木事務所
その他	その他	内部統制について	1	高田土木事務所
計			11	

(3) 所属別一覧

ア. 本庁

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
土 木 部	道路管理課	1 1 月 1 5 日	<p>雪寒対策にかかる業務委託について</p> <p>雪寒対策にかかる業務委託については、各年度で道路管理課が作業種別ごとに単価を定め、統一単価により各土木事務所で契約を行っているが、単価の取り扱いの不統一や単価の誤り、単価に基づかない支出等、各土木事務所において適切でない事例が認められた。</p> <p>今後、その運用にあたっては土木事務所に詳細かつ確かな説明・指導を行い、各土木事務所において統一かつ適正な運用が徹底されるよう努められたい。(意見)</p>
まちづくり推進局	奈良公園室	1 2 月 1 4 日	<p>自動販売機設置許可にかかる取扱通知について</p> <p>都市公園使用料の改正に併せて定めた自動販売機設置許可にかかる取り扱いについて、土木部所管の関係機関あて通知を行ったが、当時、土木部所管外であった新公会堂には通知を行っていなかった。</p> <p>今後は、都市公園法及び奈良県立都市公園条例等が及ぶ全ての関係機関に通知し、適正な運用の徹底に努めるべきである。(注意事項)</p>
教育委員会	保健体育課	同 上	<p>県立学校体育施設開放事業にかかる予算の令達について</p> <p>吉野高等学校で実施された県立学校体育施設開放事業において、10月に事業を実施しているにもかかわらず、予算令達が年度末となっていたことが認められた。また、さらに調査を行ったところ、全35校において同じ状況であったことが認められた。</p> <p>予算令達の遅延は、事業の円滑な実施に支障を来すだけでなく、不適正な事務処理の発生に繋がる可能性があることから、今後かいが必要とする経費については、事業実施予定を把握したうえで適時に令達を行うべきである。(指摘事項)</p>

イ. 出先機関

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
知 事 公 室	東京事務所	1 2 月 1 4 日	<p>支出科目について</p> <p>昨年度に引き続き、予算執行において、誤った支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。(指摘事項)</p> <p>公用車使用中における事故について</p> <p>公用車使用中に損害額及び過失割合が大きい事故が認められた。</p> <p>公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(指摘事項)</p>
	消防学校	同 上	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</p> <p>自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請書が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認められた。実態に即して、許可申請が行われ、使用料</p>

			の徴収をすべきである。(注意事項)
総務部	奈良県税事務所	11月7日	滞納処分執行停止中の調査について 滞納処分執行停止中の滞納者について、執行停止後の調査をしていない事例が散見された。 執行停止後の調査については、「県税事務処理要綱」におおむね年1回停止理由となる事実が継続しているかどうかを調査することとなっているので、税負担の公平性を確保する観点からも、今後は適正に行うよう努めるべきである。(注意事項)
	高田県税事務所	1月13日	滞納処分執行停止中の調査について 滞納処分執行停止中の滞納者について、執行停止後の調査をしていない事例が散見された。 執行停止後の調査については、「県税事務処理要綱」におおむね年1回停止理由となる事実が継続しているかどうかを調査することとなっているので、税負担の公平性を確保する観点からも、今後は適正に行うよう努めるべきである。(注意事項)
	桜井県税事務所	11月17日	長期継続契約の契約期間について 長期継続契約において、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行通知」に定められている契約期間を超える契約が認められた。今後は適正な契約期間を設定すべきである。(注意事項) 滞納処分執行停止中の調査について 滞納処分執行停止中の滞納者について、執行停止後の調査をしていない事例が散見された。 執行停止後の調査については、「県税事務処理要綱」におおむね年1回停止理由となる事実が継続しているかどうかを調査することとなっているので、税負担の公平性を確保する観点からも、今後は適正に行うよう努めるべきである。(注意事項)
	吉野県税事務所	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
地域振興部	橿原文化会館	12月14日	同上
	図書情報館	同上	自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認められた。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。(注意事項)
観光局 (旧文化観光局)	美術館	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	旅券事務所	同上	同上
健康福祉部	吉野福祉事務所	同上	生活保護返納金の未収金について 生活保護返納金において未収金の増加が認められた。 電話、訪問等により未収金の回収に努められているが、今後も一層、収納の促進に努めるべきである。(注意事項)
	心身障害者福祉センター	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	身体障害者更生相談所	同上	同上

	筒井寮	1 2 月 1 4 日	<p>プロパンガス代の支払年度について 平成23年度予算で支払うべきプロパンガス代金が、平成22年度予算で支払われていた。今後は、適正な年度において支払うよう十分留意すべきである。 (注意事項)</p> <p>入所児童保護者負担金の返還について 入所児童にかかる障害児施設給付費の保護者負担金において、過年度に負担金額の決定誤りによる過納金があったため、平成22年度において返還しているものが認められた。今後は、適正な負担金額の決定に十分留意すべきである。 (注意事項)</p>
	登美学園	同 上	<p>支出科目について 施設設備の修繕等において、誤った支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p>
こども・女性局（旧こども家庭局）	中央こども家庭相談センター	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	女性センター	同 上	同 上
医療政策部	郡山保健所	同 上	<p>公用車使用中における事故について 公用車使用中に損害額及び過失割合が大きい事故が認められた。 公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。 (指摘事項)</p>
	葛城保健所	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	吉野保健所	同 上	同 上
	精神保健福祉センター	同 上	同 上
くらし創造部	野外活動センター	同 上	同 上
	消費生活センター	同 上	<p>行政財産の使用許可の使用者にかかる光熱水費等について 行政財産の使用許可を行った団体に対し、光熱水費等の徴収を行っていなかった。 行政財産の使用許可に伴い発生する光熱水費等は、実費相当額を使用者が負担しなくてはならないことから、適正に処理すべきである。 (注意事項)</p> <p>備品購入費の支出負担行為の整理区分について 備品購入において、前年度に引き続き、支出負担行為決議兼支出命令書で支払を行っているものが散見された。備品の購入にあたっては、支出負担行為決議書の決裁を経た上で、支出命令を行わなければならないことから、今後は奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。 (注意事項)</p> <p>パーソナルコンピュータの賃貸借契約について 事業目的の異なる2台のノート型パソコンの賃貸借契約を行うにあたり、それぞれ随意契約（1号）により、同一期間で5年間の長期継続契約を締結していた。 同一期間・同一内容の契約は別個としてではなく、一つの契約として取り扱い、より一層の経済性・効率性が図られるよう努めるべきである。また一つの契約とすれば、奈良県契約規則に定める随意契</p>

			約の限度額（８０万円）を超えるため、入札の実施についても検討すべきである。 (意見)
景観・環境局	景観・環境保全センター	12月14日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
産業・雇用振興部	高等技術専門校	同上	自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認められた。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。 (注意事項)
農 林 部	北部農林振興事務所	11月15日	委託契約事務の適正な執行について 庁舎警備業務委託契約締結にかかる事務手続きにおいて、事業執行伺、随意契約理由書及び支出負担行為決議書に記載された随意契約とする根拠条項がすべて異なった中で手続きが進められていた。また、この過程において内部のチェックが不十分であったと認められる。 今後は、随意契約理由の妥当性等随意契約とする根拠を明確にした上で契約を締結するとともに、内部統制の強化に努めるべきである。 (注意事項) 事業用地の管理委託について 事業用地として取得した県有地の管理委託において、工事未着手地の草刈り業務を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による一者随意契約により、隣接農地所有者（前地権者）と契約を締結している事例が複数認められた。 県有地の管理業務委託の発注にあたっては、その業務内容等を精査のうえ競争性・透明性・公平性等が確保されるよう努められたい。 (意見)
	中部農林振興事務所	12月19日	支出にかかる事務処理について 灯油代金等の支出手続において、支払先を間違えて支出していた事例及び債務の確認を怠ったため2重に支払っていた事例が認められた。誤払い先からの問い合わせで誤りが判明し、戻入及び再度の支出手続が行われたが、これは、担当者による債権者の確認や内部のチェックが不十分であったことによるものである。 今後は、内部統制の重要性を認識の上、このようなことが起こらないよう実効性のあるチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)
	東部農林振興事務所	11月22日	工事にかかる設計変更の取扱いについて 工事の設計変更において、軽微な設計変更の限度額の範囲（当初設計の2割未満）を超えている（20.8%）にもかかわらず、農林部長の決裁手続きを行わず契約変更されている工事が認められた。 農林事業の設計変更においては、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて」（平成21年3月31日付）を準用することとされている。（平成21年4月1日付け農林部長通知） 今後は、「土木事業の設計変更に関する取扱いについて」2（3）の規定に基づき、適正に契約変更が行われるべきである。 (注意事項)

	<p>南部農林振興事務所</p>	<p>12月20日</p>	<p>物品の借入れにかかる長期継続契約について 電話設備の賃貸借契約にあたり、長期継続契約にかかる所要の手続きを行うことなく、契約期間が平成22年9月4日から平成23年9月3日と二年度にわたる契約を締結している事例が認められた。 今後、契約期間が複数年度にわたる賃貸借契約を締結する場合には、「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行について」（出納局長通知）に定める所要の契約手続きを遵守のうえ適正な事務処理に努めるべきである。（注意事項）</p> <p>工事にかかる契約金額の変更について 工事における設計変更については、農林部長協議決裁をとり適切に執行されていたが、当初契約額の3割を超える変更となっていた。 契約額の変更にあたって、土木部においては変更に関する事務の適正化を図るため、平成23年4月1日付け「土木事業の設計変更に関する取扱いについて」（改訂）により平成23年4月1日から運用されているところであり、当初契約と大きく乖離する設計変更となる場合は、契約変更の透明性・公正性の確保の観点から、慎重な対応に努められたい。（意見）</p>
	<p>家畜保健衛生所</p>	<p>12月14日</p>	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
<p>土木部</p>	<p>奈良土木事務所</p>	<p>11月15日</p>	<p>雪寒対策にかかる業務委託料の支出について 雪寒対策にかかる業務委託については、作業種別ごとに単価を定めた単価契約を行っているが、一部の支払単価について契約単価と異なる単価で積算し支出していた。また、一部の作業区域において契約単価に基づかない支出が認められた。 今後は会計や契約等関係規定に基づき、適正な支出事務を行うべきである。また、契約単価以外の支出については、契約書の協議条項により契約者双方で協議し必要に応じ支出したとのことであるが、協議条項による合意内容は契約に関わる重要な事項であるため、正式な文書として明文化すべきである。 今後、説明責任を果たせるよう支出の必要性を十分勘案し、慎重な支出事務に努められたい。（指摘事項）</p> <p>支出にかかる事務処理について 物品購入代金の支出手続において支出先を誤った事例が認められた。誤払い先からの問い合わせで誤りが判明し、戻入及び再度の支出手続が行われたが、これは、担当者による債権者の確認と内部のチェックが不十分であったことによるものである。 今後このようなことが起こらないよう実効性のあるチェック体制の整備を図り、適切な事務処理に努められたい。（注意事項）</p> <p>工事請負における契約事務について 工事請負契約において、本体の工事とは別に、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）及び第6号（競争入札に付することが不利と認め</p>

		<p>られるとき)に基づく特命随意契約により契約を締結しているものが散見された。また、特命随意契約による契約締結後に相当額の変更契約を行っているものが複数見受けられた。</p> <p>工事を発注するにあたっては、事前に十分な調査・調整を行い、契約期間中に極力別途発注及び大きな設計変更が生じないように努めるべきである。</p> <p>また、やむを得ず特命随意契約及び設計変更をするにあたっては、十分説明責任を果たせるよう、厳格かつ慎重に行われたい。(意見)</p>
郡山土木事務所	11月21日	<p>公用車使用中における事故について</p> <p>公用車使用中に損害額及び過失割合が大きい事故が認められた。</p> <p>公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。(指摘事項)</p> <p>道路占用料の算定誤りについて</p> <p>道路占用料の算定において、事務処理を誤ったため1件の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を整備すべきである。(注意事項)</p> <p>未収金にかかる債権管理等について</p> <p>契約解除に伴う損害賠償金について、処理状況等を記録する未収金整理票が未作成のものや過去の処理状況が欠落しているものが認められた。また、河川占用料について、督促状の送付が大幅に遅れていた。</p> <p>今後は関連する要綱等に基づき、未収金の処理状況等を逐次記録するなど適切な債権管理を行うとともに、督促状を適切な時期に送付すべきである。(注意事項)</p> <p>支出年度について</p> <p>役務費の支出において、年度を誤り支出していたものが認められた。今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。(注意事項)</p> <p>雪寒対策にかかる業務委託について</p> <p>雪寒対策にかかる業務委託においては、毎年度本庁道路管理課が作業種別ごとに単価を定め、統一単価により各土木事務所で契約を行っているが、適用単価を誤って積算されていた。</p> <p>今後、単価の取り扱いについては関連通知等に基づき適正な運用に努めるべきである。(注意事項)</p> <p>道路維持修繕工事について</p> <p>緊急維持業務として行う道路維持修繕工事は、緊急を要し通常の請負契約では対処できない工事が対象であり、事務処理について規定した土木部長通知では、指示する工事一件当たりの限度額は「概ね20万円」としているが、限度額を大幅に超えるものが認められた。</p> <p>緊急維持業務の工事は、即時性かつ小規模性のある工事を目的とした単価契約であることから、今後</p>

		<p>は関係通知に基づき適切な運用に努めるべきである。 (意見)</p>
<p>高田土木事務所</p>	<p>12月19日</p>	<p>河川占用料等にかかる未収金について 河川占用料において、昨年度に引き続き未収金の増加が認められた。 また、河川占用料及び道路占用料の過年度分の未収金について、平成22年度において納付の催告等を行っておらず、過去の処理状況等の記録について欠落しているものが見受けられた。 未収金については新たな発生を防止するとともに、未収金の回収に一層積極的に取り組み、適切な債権管理に努められたい。(指摘事項)</p> <p>河川占用許可に係る不適正な事務処理について 河川占用許可について、平成16年度から5年間、担当者が相当数の許可申請書や河川占用料の納入通知書等の処理を怠ったため、許可手続きの未済及び占用料の未納や請求困難となっているものがあることが判明した。 本件は組織的な問題はあるものの、担当職員のコンプライアンスや公務員倫理意識の欠如等に起因するもので、県民の信頼を著しく損ねたことは誠に遺憾である。 今後、再びこのような事態が生じないよう改善策を講じ、未処理となっていた案件については適正な処理を速やかに行うよう努められたい。(指摘事項)</p> <p>道路占用料の算定について 道路占用料の算定において、事務処理を誤ったことにより、2件の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を整備すべきである。(注意事項)</p> <p>土木関係行政財産使用料の未収金の管理について 土木関係行政財産使用料において、納入義務者の納付遅れと県側担当者においても収納確認が遅れたため、当該年度未収入となり、過年度収入となった。今後は適切に収納確認及び債権管理を行うよう努められたい。(注意事項)</p> <p>委託業務にかかる報告書について トンネル監視警備委託業務にかかる警備報告書について、一部確認できないものが認められた。 今後は奈良県行政文書管理規程に基づき、適正な文書管理を徹底すべきである。(注意事項)</p> <p>雪寒対策にかかる業務委託について 雪寒対策にかかる業務委託においては、毎年度本庁道路管理課が作業種別ごとに単価を定め、統一単価により各土木事務所で契約を行っているが、適用単価を誤って積算されていた。 今後、単価の取り扱いについては関連通知等に基づき適正な運用に努めるべきである。(注意事項)</p> <p>設計変更に関する取扱いについて 工事の設計変更においては、土木部長通知により、変更内容について最終設計変更協議書を取り交わすこととなっており、受注者側は請負者本人(代表者</p>

)が記名・押印することとされているが、これを現場代理人が行っている事例が認められた。

今後は、関連通知に従い最終設計変更協議書を取り交わし、適正な設計変更にかかる事務処理に努められたい。(注意事項)

工事における増額変更設計の根拠について

工事における変更設計書作成において、増額変更されているが、増額した根拠が確認できなかった。

工事費の設計・積算については、根拠が明確に確認できるようにするべきであり、土木事務所内のチェックも強化すべきである。(注意事項)

内部統制について

平成16年度から5年間、河川法等にかかる管理業務担当者が相当数の公文書を自宅に持ち帰り事務処理を怠っていた事案、決裁を取らずに公印押印のうえ許可書等を交付した事案、また河川占用料の徴収事務を怠っていた事案が判明した。当該職員は懲戒処分となったが、このような事態が生じたことは、行政組織として文書管理や歳入の徴収事務等において管理体制が不十分であったと言わざるを得ない。

今後は、適正な業務の執行について職員への意識の徹底を図るとともに、実効性のある内部統制を整備し、再発防止に向けた取り組みに万全を期されたい。(意見)

工事請負における契約事務について

工事請負契約において、本体の工事とは別に、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)及び第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)に基づく特命随意契約により契約を締結しているものが複数見受けられた。また、その本体工事についても、相当額の変更契約が行われていた。

工事を発注するにあたっては、事前に十分な調査・調整を行い、契約期間中に極力別途発注及び大きな設計変更が生じないように努めるべきである。

また、やむを得ず特命随意契約及び設計変更をするにあたっては、関連通知に基づき適正な運用に努め、十分説明責任を果たせるよう、厳格かつ慎重に行われたい。(意見)

桜井土木事務所

11月17日

河川占用料の算定について

河川占用料の算定において、昨年度に引き続き、事務処理を誤ったことにより、1件の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を検討すべきである。(指摘事項)

雪寒対策にかかる業務委託料の支出について

雪寒対策にかかる業務委託においては、作業種別ごとに単価を定めた単価契約を締結しているが、一部の単価の取り扱いについて解釈を誤ったため、過払いが生じていた。

また、積算にあたり一部単価を誤ったため、過払いが認められた。

今後、単価の取り扱いについては関連通知等に基

		<p>づき適正な運用に努めるとともに、事務処理にあたっては誤りが起こらないよう再発防止のための措置を講じられたい。(指摘事項)</p> <p>工事における変更設計書作成時の数量計算書の根拠について</p> <p>工事における変更設計書作成において、増額工事の数量根拠が確認されない設計書が認められた。</p> <p>設計書作成については、数量計算書を基に工事金額等を積算するのが基本であり、今後、工事費の設計・積算については数量根拠が明確に確認出来るようにするべきであり、土木事務所内でのチェックも強化すべきである。(注意事項)</p> <p>河川占用料等にかかる未収金について</p> <p>河川占用料等にかかる過年度分の未収金について、平成22年度において納付の催告等を行っていなかった。また、過去の処理状況について記録が欠落しているものが見受けられた。</p> <p>未収金については現年度分のみならず過年度分についても催告等により回収に努めるとともに、状況を逐次記載し適切な債権管理を行うべきである。(意見)</p>
宇陀土木事務所	11月22日	<p>河川占用料の算定について</p> <p>河川占用料の算定において、事務処理を誤ったため2件の調定不足、及び1件の過徴収が認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を整備すべきである。(注意事項)</p> <p>かい長への事務委任の範囲を超えた契約について</p> <p>契約規則に定めるかい長に対する事務委任の範囲を超えて契約が行われていた。今後は契約規則を遵守し、適正に処理すべきである。(注意事項)</p>
吉野土木事務所	12月20日	<p>証紙収納事務について</p> <p>証紙収納において、収入証紙収納簿に取扱者印及び所属長の検印がなく、また、規則に定められた消印が押されていないものが認められた。今後は奈良県収入証紙条例施行規則等に基づき、適正な証紙収納を行うべきである。(注意事項)</p> <p>委託にかかる設計変更の事務処理について</p> <p>委託の設計変更においては平成22年6月25日付け土木部長通知によると、変更契約前に受注者と十分な協議を行い、「設計変更協議書」を取り交わすこととなっているが、指示書のみで対応している案件が認められた。今後は土木部長通知のとおり、適正に手続きされたい。(注意事項)</p> <p>調査業務委託における契約事務について</p> <p>調査業務委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)及び第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)に基づく特命随意契約により契約を締結しているものが散見された。また、特命随意契約による契約締結後に相当額の変更契約を行っているものが見受けられた。</p> <p>業務委託を発注するにあたっては、事前に十分な</p>

			<p>調整を行い、契約期間中に極力別途発注及び大きな設計変更が生じないように努めるべきである。</p> <p>また、やむを得ず特命随意契約及び設計変更をするにあたっては、十分説明責任を果たせるよう厳格かつ慎重に行われたい。(意見)</p> <p>工事請負における契約事務について</p> <p>工事請負契約において、本体の工事とは別に、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)及び第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)に基づく特命随意契約により契約を締結しているものが認められた。</p> <p>追加工事については工事施行中に新たに必要となった法面補強工であり「土木部長変更協議」決裁により本体工事契約による変更対応も可能な案件と考えられる。</p> <p>やむを得ず特命随意契約及び設計変更をするにあたっては、十分説明責任を果たせるよう厳格かつ慎重に行われたい。(意見)</p>
まちづくり推進局	新公会堂	12月14日	<p>自動販売機にかかる公園施設設置許可について</p> <p>自動販売機に併設されているゴミ箱及び安全上設置されている転倒防止板について、実際には占有しているにもかかわらず、申請者より設置許可申請が提出されず、設置許可、使用料の徴収が行われていなかった。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料を徴収すべきである。(注意事項)</p>
教育委員会	社会教育センター	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	奈良朱雀高等学校	同上	同上
	奈良高等学校	同上	同上
	西の京高等学校	同上	同上
	平城高等学校	同上	同上
	高円高等学校	同上	同上
	登美ヶ丘高等学校	同上	同上
	山辺高等学校	同上	<p>行政財産の使用許可にかかる光熱水費の徴収方法について</p> <p>行政財産の使用許可に基づく光熱水費を、歳入手続きを経ることなく現金で受領し、公費支払分と合算のうえ、債権者に支払っている事例が認められた。</p> <p>光熱水費の徴収方法については、平成22年1月4日付け総務部長通知により、「雑入」により後納するとされているので、今後は、同通知に従った取扱いとすべきである。(注意事項)</p>
高田高等学校	同上	<p>通勤手当の支給について</p> <p>通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(注意事項)</p>	
郡山高等学校	同上	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</p> <p>自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用</p>	

		許可、使用料の徴収が行われていないことが認められた。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。(注意事項)
二階堂高等学校	1 2 月 1 4 日	自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機にかかる行政財産使用許可において、占有面積等を誤ったため、平成22年度において使用料の徴収不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。(注意事項)
樞原高等学校	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
畝傍高等学校	同 上	同 上
奈良情報商業高等学校	同 上	同 上
桜井高等学校	同 上	同 上
五條高等学校	同 上	通勤手当の支給について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(注意事項)
御所実業高等学校	同 上	同 上
青翔高等学校	同 上	同 上
奈良北高等学校	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
香芝高等学校	同 上	同 上
西和清陵高等学校	同 上	同 上
法隆寺国際高等学校	同 上	行政財産使用料の調定について 継続分の行政財産使用許可にかかる使用料について、調定時期の遅延が認められた。使用料の納期限については、奈良県行政財産使用料条例施行規則第2条第1号の規定により、使用料の額の定めが年額である場合にあっては、毎年4月25日までとなっているため、今後は、年度当初に調定を行うべきである。(注意事項)
磯城野高等学校	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
高取国際高等学校	同 上	同 上
王寺工業高等学校	同 上	同 上
大和広陵高等学校	同 上	同 上
大淀高等学校	同 上	共架電線にかかる使用料の算定について 共架電線にかかる使用料の算定において、電線の本数を誤ったため平成20年度及び21年度において調定不足が生じ、平成22年度で不足額にかかる調定事務を行っているのが認められた。 今後は、事務処理に十分留意するとともに、チェック体制の強化を図られたい。(注意事項)
吉野高等学校	同 上	公有財産にかかる事務手続きについて 建築実習により建築したログハウス風休憩所を物品として町へ無償譲与していた。

			<p>ログハウス風休憩所は、物品ではなく工作物であり、奈良県公有財産規則に定められた手順を取らなければならないことから、公有財産の取得及び譲与については、奈良県公有財産規則、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び関係通知に基づき、適正に事務を執行すべきである。（指摘事項）</p> <p>通勤手当の支給について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。（注意事項）</p>
	十津川高等学校	1 2 月 1 4 日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	奈良東養護学校	同 上	<p>旅費の支出について 平成21年度の旅費の支出において過払いがあったため、平成22年度に返納されていた。このことは、支払い時におけるチェックが不十分であったことによるものである。 今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。（注意事項）</p>
	奈良西養護学校	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	二階堂養護学校	同 上	同 上
	西和養護学校	同 上	<p>公共料金の資金前渡について 公共料金の自動口座振替払いにおいて、電気代、ガス代、水道代及び電話料金を包括的な資金前渡により支出していたが、資金前渡の支出・精算事務において、奈良県会計規則第28条第4項による精算を行わずに重ねて新たな資金前渡を行っているものが認められた。また、それぞれの経費ごとに残高不足にならないよう資金管理することとされているが、電気代及び電話料金において残金不足が生じ、一時的に他の経費として資金前渡された資金から支払っているものが認められた。 今後は、会計規則に基づき適正な支出事務処理を行うとともに、各経費毎に残高不足にならないよう適正な資金管理を行うべきである。（注意事項）</p>
公安委員会	奈良西警察署	同 上	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。（注意事項）</p>
	郡山警察署	同 上	同 上
	西和警察署	同 上	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。（注意事項）</p> <p>委員報酬の支給について 協議会の委員報酬の支給において、平成21年度に11件の過払いが生じており、決算済みであるため平成22年度に雑入で過年度収納していたことが</p>

		認められた。このことは、平成21年12月1日に当該報酬額が改定されているところ、改定前の報酬額で支給されたものであって、内部のチェック体制が不十分であったことから起きたものである。 今後は、複数者によるチェック体制の整備を図り、適正な支給事務に努めるべきである。(注意事項)
天理警察署	12月14日	自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台当たりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。(注意事項)
桜井警察署	同上	同上
宇陀警察署	同上	自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台当たりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。(注意事項) 委員報酬の支給について 協議会の委員報酬の支給において、平成21年度に6件計の過払いが生じており、決算済みであるため平成22年度に雑入で過年度収入していたことが認められた。このことは、平成21年12月1日に当該報酬額が改定されているところ、改定前の報酬額で支給されたものであって、内部のチェック体制が不十分であったことから起きたものである。 今後は、複数者によるチェック体制の整備を図り、適正な支給事務に努めるべきである。(注意事項)
田原本警察署	同上	自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機の使用許可面積について、一定の範囲を考慮して1台あたりの使用許可申請面積を1.0㎡として使用許可が行われていることが認められた。今後は自動販売機等の実態に則した使用許可を行う等、適正に処理すべきである。(注意事項)
樫原警察署	同上	同上
高田警察署	同上	同上
香芝警察署	同上	同上
吉野警察署	同上	同上

上記のうち、廣野隆信監査委員は、樫原文化会館、図書情報館、美術館、旅券事務所及び新公会堂については、地方自治法第199条の2の規定により除斥。

第2 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（基本金等）の4分の1以上出資している法人について、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、補助金等交付団体について、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているか、指定管理者による公の施設の管理について、協定書等に従い適正にかつ効率的、効果的に行われているかなどについて実施した。

2 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	一般財団法人 奈良県ビジターズビューロー	実施年月日	平成24年1月11日
-----	-------------------------	-------	------------

(1) 団体の目的

奈良県の歴史的、文化的、社会的、経済的な特性を活かし、観光振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業を行うことにより、奈良県経済の活性化を図り、県民の生活、文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	48,180,155	流動負債	34,450,148
現金	252,845	未払金	28,211,081
普通預金	36,059,451	前受金	135,400
未収会費	30,000	前受会費	4,392,000
未収金	10,947,995	預り金	1,035,706
前払金	112,326	仮受金	675,961
仮払金	178,238	負債合計	34,450,148
奈良県収入証紙	599,300	指定正味財産	218,500,000
固定資産	218,500,000	一般正味財産	13,730,007
利付国庫債券	200,000,000	正味財産合計	232,230,007
地方公募公債	10,000,000		
定期預金	8,500,000		
合 計	266,680,155	合 計	266,680,155

収 支 計 算 書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	185,117,513	事業活動収入	188,996,347
事業費支出	157,046,674	基本財産運用収入	2,285,847
管理費支出	28,070,839	会費収入	12,390,000
		事業収入	13,761,256
		補助金等収入	115,735,518
		負担金等収入	43,595,401
		雑収入	228,325
		一般会計からの繰入金収入	1,000,000
当期支出合計(a)	185,117,513	当期収入合計(b)	188,996,347
当期収支差額(b)-(a)	3,878,834	前期繰越収支差額	9,851,173
次期繰越収支差額(c)-(a)	13,730,007	収入合計(c)	198,847,520

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産218,500,000円のうち162,500,000円(約74.4%)を出捐

イ 平成22年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県ビジターズビューロー人件費補助金	48,272,582円
奈良公園インフォメーションセンター補助金	627,000円
全国広域観光振興支援事業補助金	1,955,000円
商品企画支援事業補助金	3,241,000円
コンベンション開催支援事業補助金	5,000,000円
コンベンション誘致支援事業補助金	6,120,000円
コンベンション誘致強化事業補助金	300,420円
大和路アーカイブ管理運営補助金	7,187,416円
観光キャンペーン負担金	18,000,000円

(4) 監査の結果

規程に沿った事務の執行について(注意事項)

会計事務等の執行にあたっては、当該法人の会計処理規程等に沿って執行されているところであるが、規定されている決裁権者まで決裁が行われていなかったり、出納に関する確認や管理が規程どおり行われていない事例が認められた。

今後は、諸規程に沿って適正な事務の執行を行うとともに、内部統制の充実に努められたい。

団体名	財団法人健やか奈良支援財団	実施年月日	平成24年1月20日
-----	---------------	-------	------------

(1) 団体の目的

高齢者が健康で明るい生活を送るため、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する事業及び子育て家庭を支援し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりをすすめるための事業を行い、もって高齢者から子どもまであらゆる世代が支え合い健やかに生きる豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,898,893	流動負債	3,325,164
現金預金	6,818,893	未払金	3,237,492
未収金	80,000	預り金	87,672
固定資産	39,066,324	固定負債	17,911,040
基本財産	21,000,000	退職給与引当金	17,911,040
特定資産	17,911,040	負債合計	21,236,204
その他の固定資産	155,284	指定正味財産	21,000,000
		一般正味財産	3,729,013
		正味財産合計	24,729,013
合 計	45,965,217	合 計	45,965,217

収支計算書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	82,630,135	事業活動収入	64,449,212
事業費支出	77,039,240	基本財産運用収入	39,100
管理費支出	3,935,000	事業収入	1,655,895
事業収入関連支出	1,655,895	補助金等収入	62,338,209
特定資産預金支出	680,220	雑収入	416,008
		特定資産預金繰入金収入	680,220
当期支出合計(a)	83,310,355	当期収入合計(b)	65,129,432
当期収支差額(b)-(a)	△18,180,923	前期繰越収支差額	21,754,652
次期繰越収支差額(c)-(a)	3,573,729	収入合計(c)	86,884,084

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産21,000,000円のうち19,000,000円（約90.5%）を出捐
なお、基本財産のうち17,000,000円を平成23年4月1日に処分

イ 平成22年度の補助金等は、次のとおりである。

明るい長寿社会づくり推進機構事業補助金	34,057,547円
地域支え合いカンパニー支援事業補助金	1,061,000円
奈良県高齢者総合相談センター運営費補助金	10,356,662円
子育て家庭サポートセンター事業補助金	9,032,000円

(4) 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	財団法人奈良県解放センター	実施年月日	平成24年1月11日
-----	---------------	-------	------------

(1) 団体の目的

行政・教育・運動にたずさわる各機関、団体の有機的連携を図るための施設を提供するとともに、同和問題について、より一層県民の理解、協力を得るための普及・啓発活動の促進を図り、もって同和問題の早期完全解決を図ることを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,598,902	流動負債	587,025
現金預金	2,503,681	未払金	587,025
未収金	95,221	固定負債	100,000
固定資産	197,934,764	受入保証金	100,000
基本財産	3,000,000	負債合計	687,025
その他の固定資産	194,934,764	指定正味財産	0
		一般正味財産	199,846,641
		正味財産合計	199,846,641
合 計	200,533,666	合 計	200,533,666

収支計算書

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	15,278,966	事業活動収入	7,010,100
事業費支出	404,060	特定資産運用収入	7,434,034
管理費支出	14,874,906	補助金等収入	5,789,000
		委託金等収入	386,000
		雑収入	1,259,034
当期支出合計(a)	15,278,966	当期収入合計(b)	14,444,134
当期収支差額(b)-(a)	△834,832	前期繰越収支差額	2,746,709
次期繰越収支差額(c)-(a)	1,911,877	収入合計(c)	17,190,843

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産3,000,000円のうち2,000,000円(約66.7%)を出捐

イ 平成22年度の補助金は、次のとおりである。

財団法人奈良県解放センター運営費補助金 5,789,000円

(4) 監査の結果

出資等に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	財団法人奈良県健康づくり財団	実施年月日	平成24年1月13日
-----	----------------	-------	------------

(1) 団体の目的

奈良県民の総合的な健康づくりと保健並びに地域医療の推進を図ることを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	295,469,838	流動負債	96,265,074
現金預金	236,741,924	未払金	61,330,583
未収金	58,727,914	預り金	2,362,291
固定資産	132,340,766	未払税金	32,572,200
付属設備	26,638,930	負債合計	96,265,074
車両運搬具	60,410,892	一般正味財産	331,545,530
什器備品	20,448,994	正味財産合計	331,545,530
積立保険	11,341,950		
基本財産	13,500,000		
合 計	427,810,604	合 計	427,810,604

収支計算書

自 平成22年4月 1日

至 平成23年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業費支出	402,390,999	事業収入	816,547,467
管理費支出	355,509,174	受託収入	1,200,000
		事業外収入	2,754,630
当期支出合計(a)	757,900,173	当期収入合計(b)	820,502,097
当期収支差額(b)-(a)	62,601,924	前期繰越収支差額	62,864,713
次期繰越収支差額(c)-(a)	125,466,637	収入合計(c)	883,366,810

(3) 県の財政的援助等の状況

基本財産13,500,000円のうち5,000,000円(約37.0%)を出捐

(4) 監査の結果

委託契約について(注意事項)

委託料に関する契約については、一般競争によることが原則であるが、契約の性質や目的により専門業者と理由書なしで一者随意契約が締結されているのが散見された。

今後、委託契約手続きにあたっては、できる限り競争性・透明性・公平性の確保を図る観点から、競争入札による業者選定に努めるとともに、その性質又は目

的によりやむを得ず一者随意契約を行う場合は、説明責任が果たせるよう随意契約理由書を作成すべきである。

財務諸表について（意見）

（財）奈良県健康づくり財団の財務諸表は、平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せで定められた「平成16年会計基準」に準拠したものとなっていないのが認められた。

特例民法法人についても「平成16年会計基準」に準拠した財務諸表を整備することとされているため、速やかに対処されることが望まれる。

安定的な経営について（意見）

健康づくりセンターは開設以来20年以上経過し、建物の老朽化の進行や機械設備の更新等の経費増加が見込まれるところである。また、職員の退職に備えた資金についても十分なものとなっていないことが認められた。

現在、収入確保策や経費の削減に取り組まれているところであるが、将来の経費増加を見据えた安定的な経営が求められることから、一層の収入確保に努めることが望まれる。

団体名	奈良県国民健康保険団体連合会	実施年月日	平成24年1月20日
-----	----------------	-------	------------

(1) 団体の目的

国民健康保険法第83条に基づき設立された団体であり公法人で、会員である保険者（市町村及び国保組合）が共同して、国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的とする。

(2) 補助金の交付状況

平成22年度の補助金等は、次のとおりである。

介護職員処遇改善交付金（介護保険）	1,512,572,262円
介護職員処遇改善交付金（障害者自立）	412,251,201円
介護職員処遇改善交付金（障害児施設）	9,936,495円

(3) 監査の結果

補助に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	奈良県森林組合連合会	実施年月日	平成24年1月11日
-----	------------	-------	------------

(1) 団体の目的

会員が協同してその事業の振興を図り、もってこの連合会を直接又は間接に構成する者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とする。

(2) 補助金の交付状況

平成22年度の補助金等は、次のとおりである。

県産材生産促進事業補助金	1,980,000円
緑の産業再生プロジェクト事業補助金	5,378,000円
山の日・川の日普及啓発推進事業補助金	40,000円
森林組合連合会指導活動促進事業補助金	1,860,000円
林業機械化推進センター管理運営事業補助金	8,300,000円
造林事業補助金	314,007,652円
林業改善貸付金	1,600,000円

(3) 監査の結果

工事に係る事業完了確認について（注意事項）

間伐事業を森林組合へ請負により発注しているが、請書において工事代金の支払条件を「作業完了、完了検査終了後」と明記しているにもかかわらず、完了検査を現場確認のみで支払いが行われていることが認められた。

工事が発注内容どおり施工されていることの完了確認は、債務を確定するうえで重要な要件であるので、今後、完了検査書類を作成し保存すべきである。

団体名	社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	実施年月日	平成24年1月20日
-----	----------------------	-------	------------

(1) 団体の目的

奈良県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(2) 補助金の交付状況

平成22年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県社会福祉協議会運営費補助金	87,262,000円
日常生活自立支援事業補助金	21,427,000円
運営適正化委員会設置運営事業補助金	8,606,000円
県ボランティアセンター事業補助金	880,000円
奈良ボランティアネット運用事業補助金	5,279,137円
生活福祉資金貸付事業補助金	15,117,000円
奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金 (住まい対策拡充等支援事業分)	59,641,000円
生活福祉資金貸付償還金利子補給事業補助金	94,310円

(3) 監査の結果

生活福祉資金貸付金の償還未済金について（注意事項）

生活福祉資金貸付金において多額の償還未済金が認められた。

今後一層債権回収に向けた体制の強化に努め、債権の保全及び回収に万全を期されたい。

通勤手当の支給について（注意事項）

通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の支給不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。

団体名	アスカ美装株式会社	実施年月日	平成24年1月20日
-----	-----------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県社会福祉総合センター

イ 指定管理業務の主な内容

・奈良県社会福祉総合センターの管理・運営に関すること

ウ 指定期間 平成21年4月1日～平成24年3月31日

エ 指定管理委託料 70,000,000円（平成22年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	近鉄ビルサービス株式会社	実施年月日	平成24年1月13日
-----	--------------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

- ア 公の施設名 浄化センター公園
イ 指定管理業務の主な内容
・浄化センター公園の維持管理に関すること
ウ 指定期間 平成21年4月1日～平成24年3月31日
エ 指定管理委託料 17,700,000円（平成22年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納その他の事務の執行は、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

<所管課の公園緑地課に対する結果>

「指定管理に関する基本協定書」の適正な履行について（注意事項）

指定管理者から平成22年度分として提出された例月業務報告書において、修繕費の支出証拠書類として見積書しか添付されていないものが多数認められた。修繕費については、不用額を県に返還することとされていることから、額の確定は厳格に行う必要がある。

また、指定管理者が実施した自主事業のうちテニススクールについて、指定管理者からの自主事業実施計画書を受領し協議を受けたが、これに対する回答書を発出していないことが認められた。

今後は、「指定管理に関する基本協定書」の適正な履行に一層努められたい。

団体名	近鉄住宅管理グループ	実施年月日	平成24年1月18日
-----	------------	-------	------------

(1) 公の施設の指定管理の状況

- ア 公の施設名 県営住宅売間団地・稗田団地
- イ 指定管理業務の主な内容
 - ・県営住宅売間団地・稗田団地の管理・運営に関すること
- ウ 指定期間 平成21年4月1日～平成24年3月31日
- エ 指定管理委託料 73,954,000円（平成22年度）

(2) 監査の結果

県営住宅の水道料金徴収業務について（注意事項）

入居者が利用する水道料金については、指定管理者が各入居者から集金し、市水道局に支払っているが、一部の入居者に関して未収金が認められた。今後は適切な債権管理に努め、新たな未収金の発生を防止するとともに、未収金の回収に一層積極的に取り組まれない。

<所管課の住宅課に対する結果>

県営住宅に係る水道料金の未収対策について（指摘事項）

入居者が利用する水道料金については、指定管理者が各入居者から集金し、市水道局に支払っているが、一部の入居者に関して未収入となっている状況が認められた。

水道料金の徴収業務においては、指定管理者より基本協定書第25条に基づく月例業務報告書が提出され、料金の徴収状況を把握していたにもかかわらず、指定管理者に対する具体的な指導を行っていなかった。

今後、債権管理体制を構築し、具体的な徴収指導を行うとともに、必要に応じて改善指示書の交付を行う等未収金の徴収対策及び発生を防止する措置を指定管理者と一体になって講じるべきである。また指定管理業務委託以前のものについても、同様の状況と認められるため、併せて対策に取り組まれない。

業務運営目標の設定について（意見）

基本協定書第23条に基づく年間業務計画書に記載する業務の運営目標は、家賃の基準収納率を設定していたが、指定管理業務委託以前の家賃未収分も含めて収納率を算定していた。指定管理業務委託以前の滞納家賃徴収については県所管業務であり、指定管理者の運営目標としては相応しくないため、滞納分については指定管理業務期間中に限定して運営目標を設定すべきである。

第3 行政監査

1 監査の概要

(1) 監査のテーマ

県が発行する刊行物について

(2) 監査の目的

県では、行政計画や制度の周知及び行政活動の情報を提供する手段として、様々な刊行物を発行している。このような刊行物は、県民に対する情報提供の手段として大きな役割を果たしているが、インターネットの普及などにより社会環境は変化し、情報伝達の手段は多様化している。

このような中、刊行物を企画、制作、配布するにあたり、事前に検討すべき事項を示すことで、庁内各所属における一層効果的な刊行物づくりを進めていくことを目的として、広報広聴課は「県刊行物等の発行指針（平成19年2月6日策定）」（以下「発行指針」という。）を定めたところである。

そこで、「発行指針」に基づき刊行物の内容やあり方を常に見直しているか、効率的、経済的に作成され有効に活用されているか等の観点から検証し、今後の事務の改善に資するため監査を実施した。

(3) 事前調査

平成22年度に、県（出先機関を除く）が、県民、市町村、関係団体等へ広く行政活動の情報を提供するため作成した刊行物（委託により刊行したものを含む。）について「刊行物の種類」、「作成目的」など、作成状況に関する事前調査を行い、276件の回答を得た。

その状況は、表1のとおりである。

表1【部局別刊行物作成件数】

部局名	本・冊子	パンフレット	リーフレット	ちらし	ポスター	電子媒体	その他	計
知事公室	12	11	3	2		1	4	33
総務部	1		1	5	2			9
地域振興部	5	2	2	2	3	1		15
観光局	3	5	2	4	1			15
健康福祉部	3		3	3	3		2	14
こども・女性局	2	3	4	6	1		1	17
医療政策部	4			3	2			9
くらし創造部	9	3	1	8	5			26
景観・環境局	6	1		4				11
産業・雇用振興部	2	3	10	4	3	1	5	28
農林部	8	1	7	2	1			19
土木部	2	1	1	6	2		1	13
まちづくり推進局	3	2	3	8	3			19
議会事務局	1	2						3
教育委員会事務局	12	2	7	3	2		1	27
労働委員会事務局				2				2
警察本部	2	1	2	7			1	13
水道局	3							3
計	78	37	46	69	28	3	15	276

(注) 刊行物の種類については、以下の定義による
本・冊子 背表紙のある印刷物
パンフレット 仮とじの小冊子
リーフレット 1枚物の印刷物で折り加工がなされているもの
ちらし 1枚物の印刷物で折り加工がなされていないもの
ポスター 1枚物の印刷物で配布先において貼付されるもの
電子媒体 CD-ROM・DVD等
その他 上記に該当しないもの

(4) 監査対象の刊行物及び対象機関

事前調査の結果をもとに、次の選定基準により47件の刊行物を選定し、その刊行物を所管する34機関を監査対象機関とした。部局別の内訳については、表2のとおりである。

【選定基準】

- ① 平成23年度も継続して作成される予定であり、作成経費10万円以上の刊行物であること。
- ② 今回の行政監査は定期監査時に実施することから、1所属について2件を限度として刊行物を抽出した。また、部局別対象数の均衡等を考慮して、事前調査対象刊行物の概ね2割程度の抽出とした。

表2【対象刊行物・監査対象機関数】

部局名	監査対象刊行物	監査対象機関
知事公室	6	4
地域振興部	4	2
観光局	2	2
健康福祉部	5	3
こども・女性局	3	2
医療政策部	2	1
くらし創造部	4	3
景観・環境局	3	3
産業・雇用振興部	4	4
農林部	4	3
まちづくり推進局	2	2
教育委員会事務局	4	2
警察本部	4	3
計	47	34

(5) 監査の実施時期

平成23年1月から平成24年2月までの期間に実施した。

(6) 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、「発行指針」に示されている項目の中から、次の項目を主な着眼点とした。

- ア 刊行物の発行目的や必要性は検討されているか
- イ 刊行物の内容は常に見直しをしているか
- ウ 刊行物の発行時期や作成部数は検討されているか
- エ 刊行物の配布先や配布方法は検討されているか
- オ ホームページへの掲載は検討されているか
- カ 刊行物の利活用についての検証は行われているか

2 監査の結果

(1) 刊行物の発行目的や必要性について

ア 刊行物の発行目的の検討

監査対象となった刊行物の発行目的については、継続で作成されている32件を含めて、作成の都度検討されていた。

情報提供を目的とする刊行物が33件と最も多く、次いで行政の計画や施策の周知を目的とするものが8件であった。

表3 【刊行物の発行目的】

発行目的	本・冊子	パンフレット	リーフレット	ちらし	ポスター	その他	計
行政の計画、施策の周知	1	2	1	3	1		8
情報提供	7	9	11	3	1	2	33
状況、結果の取りまとめ	1			1			2
その他	1		2	1			4
計	10	11	14	8	2	2	47

イ 同種の刊行物との調整

同種の刊行物との調整は、行われていた。

表4 【同種の刊行物との調整】

他の所属では作成できない ことが明らかである	他の刊行物の状況を把握した		計
	同種の刊行物はない	同種の刊行物があるが 発行する必要がある	
20	24	3	47

ウ 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供を行った刊行物は、19件であった。情報提供を行っていない28件のうち12件は、他の媒体の利用を検討していなかった。

表5 【報道機関へ情報提供】

	県民だよりなど他の媒体の利用について		計
	検討した	検討しなかった	
情報提供を行った	16	3	19
情報提供を行っていない	16	12	28
計	32	15	47

(2) 刊行物の内容の見直しについて

ア 継続作成または廃止の検討

2年以上継続して作成した32件の刊行物のうち、継続作成または廃止の検討を行ったものは29件であり、3件は検討を行っていなかった。

表6 【刊行物の継続作成または廃止の検討状況】

検討を行った	検討しなかった	計
29	3	32

イ 掲載内容の検討

すべての刊行物で、掲載内容の見直しや内容の検討が行われていたが、その内容を記録していたものは19件であった。

編集会議を実施していたものは28件であった。編集会議を実施しなかった19件のうち、担当者のみで原稿等を作成し、決裁による確認を行ったものは14件であった。

表7 【検討内容の記録の有無と編集会議の実施状況】

	決裁による確認を行った		計
	検討内容の記録がある	検討内容の記録はない	
編集会議を実施した	14	14	28
編集会議を実施しなかった	5	14	19
計	19	28	47

ウ 「発行指針」の了知

「発行指針」が適用されない警察本部を除く43件のうち、「発行指針」を了知したうえで作成されていたのは23件であった。

また、刊行物を作成するにあたり、広報広聴課が提供した「刊行物等発行にあたってのチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を活用していたのは9件であった。

表8 【「発行指針」の了知とチェックリストの作成状況】

	チェックリストを作成した	チェックリストを作成しなかった	計
了知していた	9	14	23
了知していない		20	20
計	9	34	43

エ 「発行指針」の遵守事項

「発行指針」では、刊行物には原則として準拠すべき遵守事項として発行者、発行者の郵便番号、所在地、発行者の連絡先、発行者のホームページアドレス、奈良県章、主要事業のロゴマーク等を記載することとなっている。

全ての項目が記載されていたのは、広報広聴課が発行する「県民だより奈良」のみであった。

委託業務の成果品であるものの中には、ほとんどの項目が記載されていないものがあった。

表9【統一的表記項目の記載状況】

	統一的表記項目の記載		計
	表記されている	一部のみ表記されている	
了知していた	1	22	23
了知していない		20	20
計	1	42	43

また、限られた紙面に多くの情報を掲載する必要がある等を理由に「発行指針」や「チェックリスト」の規定にかかわらず、地名などの特殊な読みについてふりがなをつけていないものや小さな文字を使っていたものがあった。色調については、黒の文字の背景が青であるものなど、文字の背景に同系色を使用しているため読みづらいものがあった。

オ 環境へ配慮している事項の記載

「発行指針」では、刊行物には「環境へ配慮している事項（再生紙、環境対応インク使用の有無）」を記載することとなっている。

再生紙や環境対応インクを使用したにもかかわらず、「環境へ配慮している事項」を記載していない刊行物があった。

表10【環境へ配慮している事項の記載状況】

	再生紙使用の記載			環境対応インク使用の記載		
	記載がある	記載がない	計	記載がある	記載がない	計
了知している	17	6	23	16	7	23
了知していない	14	6	20	8	12	20
計	31	12	43	24	19	43

(3) 刊行物の発行時期、作成部数について

ア 発行時期

発行時期が遅延していたものは4件であった。

発行時期が適切とされる43件のうち、配布時期が遅延していたものは2件であった。

イ 作成部数

43件の刊行物は、配布計画に基づいて作成部数が決定されていた。新規作成した刊行物のうち2件は、配布計画は立てられていたが、印刷後に配布先を見直すことなどによ

る増刷を行っていた。

配布計画のない2件は、継続で作成されているものであり、残部が無くなる都度増刷し、配布を行っていた。

予備部数を過大に積算したものはなかった。

表11【配布計画の有無】

	配布計画がある			配布計画はない	計
	増刷を行っていない	増刷を行っている	計		
新規作成	13	2	15		15
継続作成	30		30	2	32
計	43	2	45	2	47

在庫管理を行っている刊行物は44件であり、3件は在庫管理が行われていなかった。

表12【在庫管理】

在庫管理を行っている	在庫管理を行っていない	計
44	3	47

(4) 刊行物の配布先、配布方法について

ア 配布先、配布方法

読者層を意識し、配布方法を検討した刊行物は43件であり、配布は、ほぼ計画どおりに行われていた。

市町村や団体を通じて配布したり、メール便やイベント、会議を利用して配布するなど、配布方法を工夫することにより、配布経費を削減した刊行物が多く見られた。

表13【配布先と配布方法】

	読者層を意識した配布方法がとられている	配布対象者が限定されている	計
配布方法は検討されている	37	6	43
配布方法は十分に検討されていない	4		4
計	41	6	47

(5) ホームページへの掲載について

ア ホームページへの掲載状況

県ホームページへの掲載については、内容の一部掲載を含めると41件で行われていたが、6件は掲載されていなかった。

紙媒体での発行に替え、インターネットへの掲載のみに移行することは、配布対象者のインターネット環境や配布の目的、効果などを考慮し、ほとんどの所属で困難である

と考えていた。

表14【ホームページへの掲載状況】

ホームページに掲載した	ホームページに掲載しなかった	計
41	6	47

(6) 刊行物の利活用についての検証は行われているか

ア 配布先での活用状況

主な配布先での配置場所等を把握していたのは44件であった。配布先での残部数を確認したのは25件であり、22件は確認をしていなかった。

表15【配布先での配置場所等及び残部数の確認】

	配布先での残部数を確認した	配布先での残部数を確認しなかった	計
配置場所等を把握した	25	19	44
配置場所等を把握していない		3	3
計	25	22	47

イ 効果測定の確認

刊行物の効果測定が行われていたものは20件であった。効果測定を行っていない27件のうち21件は、効果測定の必要性を検討していなかった。

表16【効果測定の確認】

効果測定を行った	効果測定を行っていない			計
	効果測定の必要性を検討した	効果測定の必要性を検討しなかった	計	
20	6	21	27	47

配布先に対し、アンケートや担当者会議等で掲載内容に対する意見を聴取したものは21件であり、26件は意見聴取を行ってなかった。

表17【配布先への意見徴収】

意見を聴取した	意見を聴取しなかった	計
21	26	47

なお、県民のニーズを把握するためにアンケート等の調査を行っている刊行物は8件であった。調査を行っていない39件のうち、電話等での問い合わせ時にニーズ把握を行ったものは10件であった。

3 監査意見

「発行指針」の周知と活用について

刊行物の発行に際しては、無駄なく効率的に作ることはもとより、配布方法やデザイン、表現等にも十分配慮する必要がある。このため、庁内各所属における一層効果的な刊行物づくりを進めていくことを目的として、広報広聴課は「発行指針」を定めている。

「発行指針」は庁内ホームページ「広報広聴課総合ページ」に掲載されているにもかかわらず、了知せずに作成されている刊行物が多く見られた。

- (1) これらを踏まえて、広報広聴課は、適正な刊行物の作成のため、「チェックリスト」の作成を促すなど、関係機関に「発行指針」の趣旨・内容の周知徹底を図られたい。
- (2) 各所属においては、刊行物の作成にあたっては、「発行指針」の趣旨や遵守事項等を踏まえるとともに、特に次の点に留意し、効率性・経済性・有効性の観点から、事務の検討・見直しを進められたい。

ア 報道機関への情報提供等について

報道機関への情報提供を行っていない刊行物や他の媒体の利用を検討していない刊行物があった。

県の施策や事業を県民に周知することを目的として作成する刊行物については、可能な限り、報道機関への情報提供を行うとともに、他媒体の利用を検討するなど、効果的な広報活動を行われたい。

イ インターネットの活用について

刊行物の掲載内容を、県ホームページに掲載していない刊行物が見受けられた。

インターネットは、効率的な情報提供や経費削減の観点から積極的に活用するとともに、印刷媒体とインターネットの長所、短所を考慮しながら、掲載可能なものについては、速やかに効果的な提供をするよう検討されたい。

ウ 刊行物の内容の検討について

刊行物の発行に際し、担当者のみが掲載内容の検討を行い、編集会議を実施していないものがあった。

刊行物を作成するにあたっては、刊行物の発行目的などに対する統一的な認識を確認するためにも、十分に編集の協議を行うとともに、必要に応じて他所属や関係機関に意見を求めるなど、より適確で効果的な内容となるよう努められたい。

エ 刊行物の作成、配布について

配布計画の検討が不十分なため、増刷が行われているものや在庫管理を行っていないものがあった。

今後は在庫管理を行うとともに、配布先に対しては、可能な限り残部数の確認を行い、作成部数や配布予定について十分検討を行われたい。

また、発行・配布時期が遅れているものがあったが、刊行物の発行目的や利用状況を勘案した上で、適切な時期の配布に努められたい。

オ 刊行物の利活用にかかる検証について

刊行物の効果測定の実施の必要性を検討していないものや読者の意見や満足度を確認する手法を定めていないものがあったので、必要に応じて配布後の利用状況の確認を行うとともに、費用対効果について常に点検を行い、その結果を今後の刊行物の発行に生かされたい。

【参考】

県刊行物等の発行指針（概要）

平成19年2月6日策定
奈良県総務部広報広聴課

刊行物等発行に関する基本的な考え方

現在、県政情報を発信するため、各部局において刊行物等が発行されています。

しかし、近年、価値観の多様化や少子高齢化の進展等により、県民を中心としたその情報の受け手である読者のニーズは多様化し、それらの内容はもちろんのこと、デザイン、表現等にも厳しい目が向けられています。

このような状況に対応するため、刊行物等の発行に際しては、無駄なく効率的に作ることはもとより、配布方法やデザイン、表現等にも十分配慮しながら、読者にわかりやすく読んでいただけるよう、今まで以上に取り組んでいく必要があります。

そのため、「県刊行物等の発行指針」を定め、県民をはじめ多くの方々に読まれ、理解・共感され、行動にもつながる「生きた」刊行物づくりを目指します。

指針の目的

この指針は、刊行物等を企画、制作、配布するにあたり、事前に検討すべき事項を示すことで、庁内各所属における一層効果的な刊行物づくりを進めていくことを目的とします。

- 遵守事項と推奨事項
優先度に応じて、原則として準拠すべき遵守事項と、配慮すべき推奨事項を示します。（チェックリストに）
- 刊行物等
この指針では、県民のほか県外の方も対象に、県政情報等を広報するために作成する冊子、パンフレット、チラシ、ポスター、地図等の印刷物を指します。
- 内容の刷新
この指針は、各所属の意見をもとに、継続的に内容を改善、刷新していくこととします。

1. 企画段階で考慮すべき事項

- ア 発行の必要性の確認
- イ 独自に発行する必要性の有無
- ウ 発行形態等の精査、検討

2. 制作段階で考慮すべき事項

- ア 統一的に表記する事項
- イ デザインとレイアウト
- ウ 人権への配慮
- エ 著作権

3. その他考慮すべき事項

- ア 効果測定の方法